



『特産品認証ブランド』 商品登録を募集します！！




★商工会特産品認証ブランドとは？

地域資源や独自技術を駆使して開発・改良された魅力ある商品をブランディングし、認証特産品として発信することで市外への販路拡大を目指します。



認証マーク

■ 認証登録メリットは？

- ① 認証マーク活用による商品ブランド化 
- ② ふるさと納税返礼品登録による地域外への販路拡大
- ③ ゴールド認証マークへのランクアップ
- ④ 特別販売コーナーへの出品斡旋
- ⑤ イベント、商談会等への出店
- ⑥ 商品ブラッシュアップのための専門家派遣活用
- ⑦ 商工会の地域一体型観光情報サイト掲載（宣伝）



登録申請：（別紙）特産品認証ブランド申請書・説明書を商工会まで

電話：877-3456 FAX：877-6273（担当：原田、加藤）

Mail：katagami@skr-akita.or.jp

（第1回）申請期限：8月10日（水）

■ 認証品目 / 要件

第2 対象認証品目

対象となる認証品目は、次に掲げるものとする。

- (1) 加工食品、飲料 (2) 工芸品

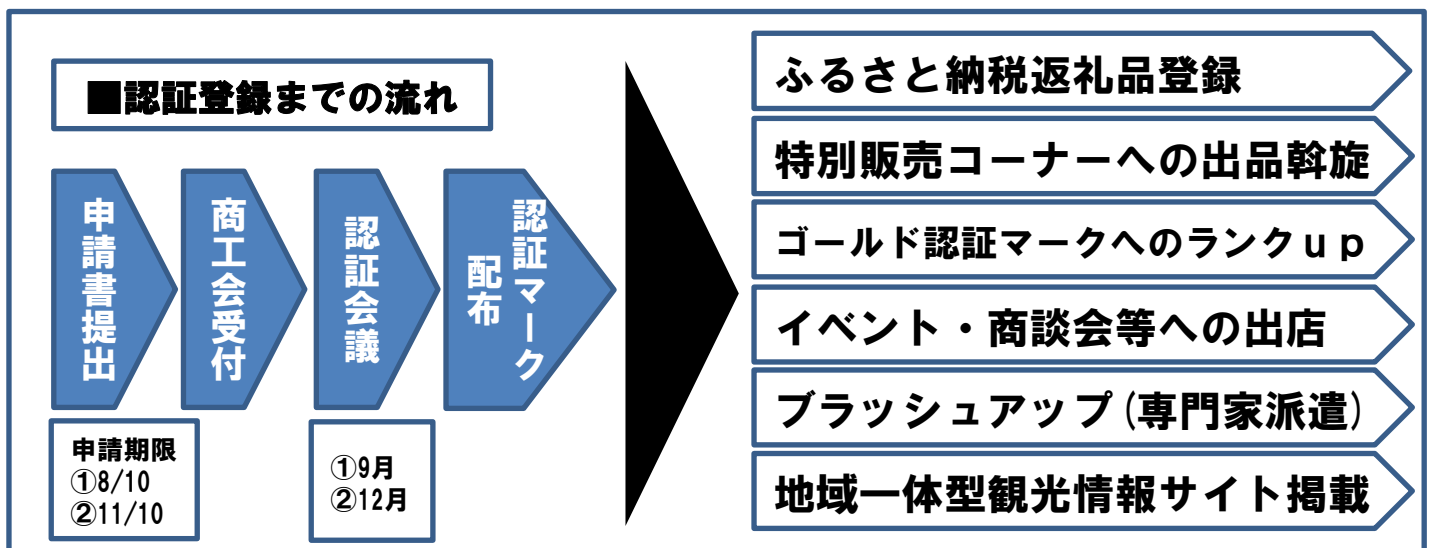
第3 認証要件

認証の要件は、次の要件を全て満たしたものとする。

- (1) 原材料が潟上市内で生産されているものを使用した商品であること。 (一部可)
- (2) 商品名や商品自体から地域のPRに寄与すると思われる商品であること。
- (3) 潟上市内に事業所を有した商工会員であること。
- (4) 商工会、市等のイベントや商談会等の事業に積極的に関与・協力出来ること。
- (5) ふるさと納税返礼制度を活用し、販路拡大に積極的に協力出来ること。

第6 認証の表示

第5の規定により認証を受けた者(以下「認証認定事業者」という。)は、認証基準に適合した商品(以下「認証品」という。)自体または包装、容器に認証マーク(別図)を表示することができる。なお、認証マークを付すために要する経費は認証認定事業者が負担するものとする。



第1回 申請期限： 8月10日(水)

第2回 申請期限： 11月10日(木)

